

意見第4号

国の指示権を拡大する地方自治法改正に反対する意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2024年6月24日

提出者 久喜市議会議員
川 辺 美 信
賛成者 久喜市議会議員
猪 股 和 雄
田 村 栄 子
杉 野 修

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

国の指示権を拡大する地方自治法改正に反対する意見書

2024年6月19日に「地方自治法の一部を改正する法律」が可決成立しました。

改正された法律は、「大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、閣議決定によって、住民の生命・財産を守るために『必要がある』とすれば、自治体に指示を出して義務を課せるようにする。」というもので、大規模災害や感染症などの非常時であれば、個別法に規定がなくとも、国が自治体に必要な指示ができるようにするものです。

地方自治法は、第1条において、「この法律は、地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。」と定めています。

しかし、今回の改正は、「地方自治の本旨」とされている地方公共団体の「団体自治」及び「住民自治」という2つの意味からも、地方自治の確立とは相入れないものです。また、地方自治法第245条の3、普通公共団体に対する国の関与は「必要な最小限度のものとする」と定められていることにも反しています。

よって、地方分権の後退につながることから、国会及び政府に対して、地方自治の自主性と自立性を守るために、国の指示権を拡大する地方自治法の改正に強く反対します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣
厚生労働大臣
財務大臣
経済産業大臣

あて